



医療的ケアって何？

- ◇ 医療的ケアとは、治療を目的とするのではなく、健康状態の維持・改善のために必要とする医療的生活援助的行為であり、保護者が日常的・応急的に行っている手当をいいます。医師や看護師が行う「医療行為」と同じことを家族等が行う場合、「医療的ケア」と呼んで区別しています。
- ◇ 学校で行われる医療的ケアの内容は、特定行為（痰の吸引、経管栄養）及び特定行為以外の医療的ケア（導尿、薬液吸入、酸素療法、人工呼吸器の取り扱い等）で、医師の指示で認められている範囲内の行為で、校長が実施を認めたものとなっています。
- ◇ 学校における医療的ケアの実施により、障がいの重い児童生徒の教育機会の確保・充実が図られ、それにより、生活リズムの安定や社会性の向上など、児童生徒の成長・発達を促す要素の一つとなっています。

Q&A 実際にどんなふうに進められているの？

学校における医療的ケアの実施は、家庭で行っていることを基に、担任、学校看護師、養護教諭などの学校職員が連携し保護者や主治医と相談しながら進めています。

医療的ケアの安全な実施や課題、改善策等を話し合うための「**医療的ケア検討委員会**」があり、校長・教頭と共に上記の学校職員が協議・検討、情報交換を行っています。



Q1 医療的ケアはすぐにやってもらえますか？ どのような手続きが必要ですか？

- A. 実施を希望する場合は、主治医からの指示書や校内の医療的ケア検討委員会での協議など、一定の手続きが必要です。

【手続きの流れ】

保護者の申請→主治医の指示書→医療的ケア検討委員会→実施通知書・保護者承諾書→ケア開始
(主治医の同意) (協議) (学校⇄保護者)

教育相談や就学相談などの際にお子さんの健康状態や家庭で医療的ケアを行っている様子などをお話いただき、ご相談ください。

Q2 医療的ケアは誰がしてくれますか？

- A. 医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する新潟県立特別支援学校には、看護師資格を有する「**学校看護師**」が配置されています。学校看護師は、各教室を回ったり、ケアを行う部屋（ケアルーム）やランチルームでケアや処置を行ったりします。



■平成25年からは、学校看護師との連携の下に行う「**教員による特定行為**」が可能になり、喀痰吸引等研修（第三号研修）を受けた教員が特定の個人にのみ、医療的ケアの実施に携われるようになりました。医療的ケアを実施する教員は、校外で行う基礎研修と校内での実地研修を行います。

Q3 何を準備すればよいですか？

- A. お子さんが行っている医療的ケアの実施に必要な器具や物品は、保護者負担となります。個々に使っている物品や消耗品などが違いますので、家庭で使っている物を毎日持参・持ち帰ります。薬や栄養なども毎回分お持ちいただきます。災害時や緊急時に備えて栄養や物品の予備をお預かりします。

Q4 体調が不安定なので、心配が多いです。

A. 安全で適切な医療的ケアの実施のためには、お子さんの状態を全体的に見ていく必要があります。そのためには家庭と学校の情報交換が不可欠です。情報交換の場面・方法は、

- ① 「健康チェックカード」の記入（体調と医療的ケアの内容、注意事項等を記入）
- ② 登・下校時の引き継ぎ（保護者、学校看護師、担任）
- ③ 報告や相談が必要な場合の電話連絡（随時）

日々の生活の様子だけでなく、病後、季節の変わり目、行事明け、長期休業後など、いろいろな条件で変化のお子さんの体調を情報交換することで正しく見取りながら対応していきます。そのため、保護者の方には登下校時に医ケアルームに寄る時間を作ってもらっています。

Q5 保護者が付き添う必要がありますか？

A. 通常の医療的ケアの体制の下では、基本的には保護者が付き添う必要はありません。以下のような特別な対応が必要な場合に、保護者の方に付き添い又は学校待機をお願いすることがあります。家庭からの申し出により付き添うことも可能です。

- ① 新規申請後、実施体制が整うまでの期間
（実施手続き、手技の引き継ぎ、学校看護師の動きなどの面から）
- ② 学校看護師が何らかの事情で不在の時（出張、病気、家庭の事情など）
- ③ 泊を伴う学習時（宿泊学習、修学旅行）

Q6 体調変化などで急を要するような状況になってしまった時はどうするんですか？

A. 不慮の事故、急な体調悪化、物品関係のトラブルなどいろいろな面から、予めトラブルシューティングを想定しておき対応に当たります。特に体調変化については、予想されること、緊急連絡先、緊急時の処置・対応、救急搬送の要否など、保護者からお話を伺っておき、必要があれば保護者を通じて主治医に聞いてもらうなどして万が一に備えています。

■対応のマニュアル化、緊急時に備えた「対応訓練」、学校職員が直接主治医から意見を聞く「主治医訪問」（定期受診時に担任や学校看護師が同行）などもトラブルシューティングの一環として行っています。



もっと詳しく知りたい、相談したいという方は、学校にお問い合わせください。